

(改正後全文)

社会福祉法人等指導監査実施要綱

(平成6年6月1日社会第241号)

改正 平成6.7.20 付け社会 412 号	平成7.3.28 付け社会 1293 号
平成8.4.1 付け厚政 251 号	平成9.4.22 付け厚政 150 号
平成11.4.1 付け厚政 277 号	平成13.4.18 付け厚政 143 号
平成14.4.3 付け厚政 32 号	平成15.4.7 付け厚政 43 号
平成16.4.16 付け厚政 117 号	平成18.6.13 付け平 18 指導監査 46 号
平成19.6.15 付け平 19 指導監査 51 号	平成21.6.12 付け平 21 指導監査 48 号
平成22.9.17 付け平 22 指導監査 134 号	平成24.3.30 付け平 23 指導監査 387 号
平成25.7.17 付け平 25 指導監査 69 号	平成27.3.26 付け平 26 指導監査 425 号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法その他の関係法令及び通知に基づき実施する社会福祉法人(以下「法人」という。)、社会福祉施設及び入所措置の実施機関等(以下「施設等」という。)に対する指導監査を統一的・効果的に行うため、基本的な事項を定め、もって社会福祉事業の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

- (1) 厚生労働省の指導監査実施方針及び県の社会福祉行政推進方策を踏まえ、これまでの指導監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施すること。
- (2) 事実の認定、適否の判断、意見の表明等に際しては、関係法令等に基づき、公正不偏かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解の下に積極的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 形式的・表面的な現象の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適切な是正・改善の方策について具体的に明示し、対象となる法人及び施設等(以下「対象法人等」という。)の理解を得ながら運営水準の向上を図ること。
- (4) 安定的・継続的に良質のサービスが提供できるように、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施すること。

(指導監査の対象及び監査実施機関)

第3条 指導監査は、別表に掲げる対象法人等の区分に応じ、同表の実施機関欄

に定める機関(以下「指導監査実施機関」という。)において実施するものとする。

(指導監査の区分等)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とし、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

(ア) 法人については、原則として2年に1回実地において実施すること。

このうち、施設経営に積極的に取り組んでいる法人については、別に定めるところにより4年に1回実施すること。

(イ) 施設等については、運営全般について原則として年1回実施すること。

イ 随時指導監査

対象法人等の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合、随時実施すること。

(2) 特別指導監査

一般指導監査の結果、特に必要があると認められる対象法人等及び運営上特別の指導を要すると認められる対象法人等について実施すること。

2 特別指導監査の実施に当たっては、指導監査班を編成するものとする。

3 特別指導監査の実施方法、前項に規定する指導監査班の編成等については、指導監査室が、対象法人等に係る許認可事務等を所管する健康福祉部関係課(以下「本庁所管課」という。)及び健康福祉センターと協議して定めるものとする。

4 社会福祉施設及びこれを経営する法人に係る指導監査は、原則として併せて行うものとする。

(実施方針の策定等)

第5条 指導監査室は、本庁所管課と協議の上、毎年度、厚生労働省の指導監査実施方針及びこれまでの指導監査結果等を勘案し、指導監査重点指導事項(以下「重点事項」という。)を定めるものとする。

2 指導監査実施機関は、前項の重点事項に基づき、監査を実施する対象法人等に係る一般指導監査の実施方針(以下「実施方針」という。)並びに実施方法及び実施時期(以下「年間実施計画」という。)を定めるものとする。

(指導監査の事前準備)

第6条 指導監査の実施に当たっては、次に掲げるところにより事前の準備をするものとする。

(1) 実施通知

指導監査の期日、場所、派遣職員の職・氏名、準備すべき資料その他必要な事項について、実施期日の概ね2週間前までに、対象法人等に通知すること。

(2) 監査資料の提出依頼等

毎年度当初、対象法人等から別に定める様式による指導監査個別資料(以下「監査資料」という。)の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係機関等への照会を行うこと。ただし、社会福祉協議会その他別に定める対象法人等については、実施通知の際、提出を依頼すること。

(3) 事前検討

前号に規定する監査資料及び前回までの指導監査の結果等を分析・検討し、対象法人等の運営状況をあらかじめ把握しておくこと。

(指導監査の実施)

第7条 指導監査は、実施期日において、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 趣旨説明

指導監査の開始に当たっては、その趣旨を十分説明する等、対象法人等の責任者及び関係職員の理解と協力が得られるようにすること。

(2) 実施要領

指導監査は、重点事項及び実施方針に留意の上、別に定める指導監査調書(以下「調書」という。)及び監査資料に基づいて実施すること。

(3) 講評及び指示

指導監査の終了後、対象法人等の責任者及び関係職員に対し講評を行い、是正又は改善を要すると認められる事項については、十分な理解が得られるよう指導するとともに、その是正改善を指示すること。

なお、評価すべき事項についても、可能なかぎり明示するよう努めること。

(4) 要望、意見等の聴取

講評後、対象法人等からの要望、意見等があれば、積極的に聴取するよう努めること。

(指導監査実施後の処理)

第8条 指導監査の実施後は、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 結果の検討及び復命

担当職員は、速やかに指導監査の結果について検討し、問題点を明確にした上で、調書を整理し、講評内容及び監査資料その他の関係資料を添えて上司に復命すること。

(2) 結果の通知

指導監査の結果については、遅滞なく文書により対象法人等（社会福祉施設の場合は、その経営主体を含む。）の代表者に通知することとし、是正又は改善を要する事項については、その内容を明確にし、必要に応じて是正改善方法等を具体的に指示すること。

(3) 報告依頼

前号の規定により是正又は改善を指示する事項については、期限を付して報告書の提出を求めること。

(4) 事後指導

対象法人等から報告された是正改善の措置状況について、必要があると認めるときは、事情聴取、現地確認等の方法により引続き指導を行うこと。

(指導監査の実施状況報告)

第9条 指導監査室を除く指導監査実施機関は、当該年度において実施した指導監査の状況について、別に定めるところにより実施状況報告書を指導監査室へ提出するものとする。

(指導監査連絡会議)

第10条 指導監査の円滑な推進を図ることを目的とし、指導監査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議においては、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 包括的な指導監査方針に関すること。
- (2) 特別指導監査の処理方針に関すること。
- (3) その他指導監査に係る重要事項に関すること。

3 前各項に定めるもののほか、連絡会議の設置について必要な事項は別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

指導監査の対象法人等及び実施機関

対 象 法 人 等	実 施 機 関
1 社会福祉協議会及び共同募金会 社会福祉事業団	厚政課 指導監査室
2 保護施設関係 救護施設、宿所提供施設及びこれらを経営する法人	指導監査室
3 老人福祉施設関係 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びにこれらを経営する法人	指導監査室
4 児童福祉施設関係 (1) 保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらを経営する法人並びに児童自立生活援助事業を行う者 (2) 障害児入所施設及び児童発達支援センター並びにこれらを経営する法人 (3) 児童厚生施設	指導監査室 指導監査室 こども政策課
5 身体障害者社会参加支援施設関係 身体障害者福祉センター及び視聴覚障害者情報提供施設並びにこれらを経営する法人	障害者支援課
6 障害者支援施設関係 障害者支援施設及びこれらを経営する法人並びに障害福祉サービス事業を営む法人	指導監査室
7 その他の社会福祉施設関係 (1) 無料低額宿泊施設 (2) 無料低額診療施設 (3) へき地保育所及び認可外保育所 (4) 母子・父子福祉センター	厚 政 課 厚 政 課 こども政策課 こども家庭課
8 入所措置の実施機関等関係 (1) 生活保護法に定める措置の実施機関 (2) 児童福祉法に定める措置等の実施機関 (3) 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める児童手当等の事務処理機関 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別障害者手当等の支給機関	厚 政 課 こども政策課 こども家庭課 こども家庭課 障害者支援課